

改正案

現行

（株式会社金融先物取引所の最低資本金の額）
 第五条 法第六条に規定する政令で定める金額は、十億円とする。

（株式会社金融先物取引所の最低資本金の額）
 第五条 法第六条に規定する政令で定める金額は、十億円とする。

（金融先物会員制法人の解散及び清算について準用する会社法の規定の読替え）

第五条の二 法第三十四条の三第一項の規定において金融先物会員制法人の解散及び清算につ

いて会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百九十二条第一項及び第四百四十四条第一号の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百九十二条	第四百七十五条各号	第四百四十四条（第三号を除く。）
第一項	第六百四十一条第五号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定	破産手続開始の決定
第六百四十四条第一号		

（会員金融先物取引所が組織変更後株式会社金融先物取引所の株式又は金銭の割当てを受ける場合について準用する会社法の規定の読替え）

第五条の三 法第三十四条の九第二項の規定において同条第一項の規定により株式又は金銭の割当てを受ける場合について会社法第二百三十四条第二項の規定を準用する場合における当

該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十四条第二項	法務省令	内閣府令

（情報通信の技術を利用する方法）

第五条の四 組織変更時発行株式（法第三十四条の十二に規定する組織変更時発行株式をいう

。）の引受けの申込みをする者（次項において「申込者」という。）は、法第三十四条の十三第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、会員金融先物取引所に対し、電子情報処理組織を使用する方法そ

（新設）

の他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た申込者は、会員金融先物取引所から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、金融先物取引所に対し、法第三十四条の十三第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、会員金融先物取引所が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特別の関係）

第六条 法第三十四条の二十第五項第二号（法第三十四条の二十の第二項、第三十四条の十三及び第三十四条の五十一において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一・二 （略）

三 会社の総株主又は総社員の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

四 （略）

2 5 4 （略）

（金融先物取引業者の最低資本金の額等）

第九条 法第五十九条第一項第二号に規定する政令で定める金額は、五千万円（外国の法令に準拠して設立された法人（以下「外国法人」という。）にあつては、五千万円に相当する金額）とする。

2 外国法人が、法第五十九条第一項第二号の資本金の額若しくは出資の総額又は同項第三号の純財産額を本邦通貨に換算する場合には、登録申請時における外国為替及び外国貿易法第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場によるものとする

（業務及び財産の状況に関する事項及び経過期間）

第十六条 （略）

2 法第八十条に規定する政令で定める期間は、毎事業年度終了の日以後三月間とする。ただし、当該期間の末日以前二週間内に当該事業年度の決算についての定時総会（法第五十六条第四号に規定する協同組織金融機関にあつては通常総会（総代会を設けているときは、通常総代会）、同条第五号に規定する相互会社にあつては定時社員総会（総代会を設けていると

（特別の関係）

第六条 法第三十四条の二十第五項第二号（法第三十四条の二十の第二項、第三十四条の十三及び第三十四条の五十一において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一・二 （略）

三 会社の総株主又は総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

四 （略）

2 5 4 （略）

（金融先物取引業者の最低資本金の額等）

第九条 法第五十九条第一項第二号に規定する政令で定める金額は、五千万円（外国の法令に準拠して設立された法人（以下「外国法人」という。）にあつては、五千万円に相当する金額）とする。

2 外国法人が、法第五十九条第一項第二号の資本金の額若しくは出資の総額又は同項第三号の純財産額を本邦通貨に換算する場合には、登録申請時における外国為替及び外国貿易法第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場によるものとする

（業務及び財産の状況に関する事項及び経過期間）

第十六条 （略）

2 法第八十条に規定する政令で定める期間は、毎事業年度終了の日以後三月間とする。ただし、当該期間の末日以前二週間内に当該事業年度の決算についての定時総会（法第五十六条第三号に規定する協同組織金融機関にあつては通常総会（総代会を設けているときは、通常総代会）、同条第四号に規定する相互会社にあつては定時社員総会（総代会を設けていると

きは、定時総代会)。以下この項において同じ。)が招集された場合には、当該定時総会の日から二週間を経過した日までの間とする。

(金融先物取引業者が電子公告により廃業等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十六条の二 法第八十四条第六項及び第七項の規定において金融先物取引業者(株式会社又は外国会社に限る。)が電子公告により同条第三項の規定による公告をする場合については会社法第九百四十条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第三項	前二項 (これらの)	第一項 同項の

(外国法人である金融先物取引業者に関する特例)

第十八条 法第九十四条の規定による外国法人である金融先物取引業者に対する法第七十九条第一項に規定する事業報告書の提出期限に関する特例及び法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

定	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十七条第一項 第二号	資本金の額又は出資の総額(相互会社にあつては、基金の総額。第五十九条第一項第二号において同じ。)	資本金の額又は出資の総額及び資本金又は出資に対応する資産のうち国内に持ち込むものの額(これらのうちに外国通貨をもつて金額を表示するものがある場合には、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場により本邦通貨に換算し、合計して算出した額)	資本金の額又は出資の総額、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき。
第八十三条第四号	破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき。	国内において破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき、又は本店若しくは主たる事務所の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったとき。	国内において破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき、又は本店若しくは主たる事務所の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったとき。

きは、定時総代会)。以下この項において同じ。)が招集された場合には、当該定時総会の日から二週間を経過した日までの間とする。

(新設)

(外国法人である金融先物取引業者に関する特例)

第十八条 法第九十四条の規定による外国法人である金融先物取引業者に対する法第七十九条第一項に規定する事業報告書の提出期限に関する特例及び法の規定の適用に当たつての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

定	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十七条第一項 第二号	資本の額又は出資の総額(相互会社にあつては、基金の総額。第五十九条第一項第二号において同じ。)	資本の額又は出資の総額及び資本金は出資に対応する資産のうち国内に持ち込むものの額(これらのうちに外国通貨をもつて金額を表示するものがある場合には、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場により本邦通貨に換算し、合計して算出した額)	資本の額又は出資の総額、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行ったとき。
第八十三条第四号	破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行ったとき。	国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行ったとき、又は本店若しくは主たる事務所の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったとき。	国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行ったとき、又は本店若しくは主たる事務所の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったとき。

2 外国法人である金融先物取引業者に対する第十六条第二項の規定の適用については、同項中「三月間とする。ただし、当該期間の末日以前二週間内に当該事業年度の決算については、定時総会（法第五十六条第四号）に規定する協同組織金融機関にあつては通常総会（総代会を設けているときは、通常総代会）、同条第五号に規定する相互会社にあつては定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）。以下この項において同じ。」が招集された場合には、当該定時総会の日から二週間を経過した日までの間」とあるのは、「六月間とする。ただし、外国法人である金融先物取引業者が、その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、同条に規定する説明書類をその事業年度終了の日以後六月以内に国内における営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間」とする。

2 外国法人である金融先物取引業者に対する第十六条第二項の規定の適用については、同項中「三月間とする。ただし、当該期間の末日以前二週間内に当該事業年度の決算については、定時総会（法第五十六条第三号）に規定する協同組織金融機関にあつては通常総会（総代会を設けているときは、通常総代会）、同条第四号に規定する相互会社にあつては定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）。以下この項において同じ。」が招集された場合には、当該定時総会の日から二週間を経過した日までの間」とあるのは、「六月間とする。ただし、外国法人である金融先物取引業者が、その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、同条に規定する説明書類をその事業年度終了の日以後六月以内に国内における営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間」とする。